

東京都台東区東上野3丁目1番6号帝都高
速度交通営団総裁殿
東京都足立区
2001年12月26日

私は今月19日(水曜日)午後8時54分
ごろ、貴社日比谷線の北千住20時49分発
中目黒ゆき列車の7号車最前部に乗車してい
たところ、三ノ輪駅にて四十歳代位の男性(こ
以下「甲」と記します)が火のついたタバコ
を手に乗車し発車後も車内で喫煙を続けたた
め、受動喫煙を強要され一時的に呼吸困難に
陥るとい健康被害を受けました。
私はただちに列車最後尾の車掌(氏名失念
、以下「乙」と記します)に通報し、甲を次
の入谷駅で下車させて欲しい旨要請しました
。しかし乙はこれに依らず、入谷駅発車後に
「駅構内および車内は終日禁煙とさせていた
だいております。皆様の協力をお願いしま
す」との趣旨の放送をすることにしました。私
「通報ありがとうございます」と告げて一
方的に対応を打ち切つてしまいました。私が
上野駅発車後にもこの場所に戻ると、甲が立
ち去つたあとの床には踏み消された吸殻が残

つており、また寒さの中周辺の窓が何ヶ所か
開けられていて、他の乗客も甲の喫煙を迷惑
に感じていたことを物語つていました。
私は最初、直接甲に「けむくて迷惑だから
喫煙をやめてほしい」と旨抗議することも考
ないではありませんでした。しかし、199
9年1月ごろ日比谷線恵比寿駅の北千住方面
ゆきホーム上で、喫煙していた複数の男性に
直接抗議したとき彼らから暴力行為を受けそ
うになつた記憶がよみがえり、「うっかり抗
議したらどんな仕返し(暴力行為)を受ける
かわからない」という恐怖心から、甲に
抗議したくてもできませんでした。
私は恵比寿駅での事件の数日後、事件現場
にかけつめた同駅助役の高橋氏からの電話で
「再発防止のため利用者へのマナー向上の呼
びかけに頑張りますのでご理解下さい」と旨聞
かされておりました。しかし、その延長線上
で今回再びこのような被害を受けさせられて
しまつたというところは、マナー向上の呼びか
けだけでは喫煙その他の迷惑行為の根絶には
実効性がなくそれが不可能だということが、
同様の迷惑行為が今回再発してしまつたとい
う事実によつて証明されたことを意味してい
ると考えざるをえません。
今年には各地の鉄道施設内で、迷惑行為に起

因する利用者の暴力被害が多発し、社会問題
化した年でもありません。それを受けて、警
察と共同での特別警戒を貴社が実施されてい
ることも、私は承知しております。しかし、
報復の暴力行為への恐怖を理由に迷惑行為者
に抗議したくてもできない乗客からの通報を
受けても、実効性のない対応しか取らず、結
果的に迷惑行為者を見逃したという今回の対
応方は、将来いつまた同様の迷惑行為者に遭
遇するかもしれないこと、そしてその際には
報復の暴力行為を覚悟しておかないと迷惑行
為者に抗議できないという現状を、貴社が今
後も引き続き放置するものと考えざるをえま
せん。それは貴社の駅構内および車内の治安
の悪さ（迷惑行為に起因する暴力被害発生
の危険性の放置）と、迷惑行為者に遭遇して
それを受忍しなければならぬという精神的
苦痛とを、今後も引き続き利用者に強要しつ
づけることを意味するものです。
ついでに記しましたことを踏まえ、次の質問に
ついての貴社の見解をお聞かせ願います。
一、第34条1号と第42条2号とを組み合わせ
て考えてみると、禁煙に指定された駅構内や列
車内で喫煙する乗客に対しては乗車拒否がで
きるはずですか。私はこれを根拠に今回甲を下

車させるよう乙に要請したので、乙はこ
れに応じませんでした。このような不作為が
貴社地下鉄施設内の治安改善を遅らせ利用
者に精神的苦痛を強要し続ける、という道義
責任について、どのようにお考えですか。ま
た右の法令に基づく迷惑行為者の排除を貴社
が実行せず、駅係員や車掌に通報しても彼ら
を排除せず、実効性のない対応しか取つても
ないとしたら、迷惑行為を見かけたら係
員や車掌にお知らせ下さいとPRしている
目的は何ですか。また、係員に通報しても迷
惑行為者の排除が期待できないことを理由に
利用者が彼らに直接抗議して腹いせの暴力行
為を受け負傷または殺害されてしまった場合
、貴社にはそのような事件が発生してしまっ
てもしかたがないという認識が、いゆる未
必の故意により事件発生に加担した共犯責任
が存在する疑いが生じます。貴社はこの責任
をどのように取り扱いますか。お考えですか。
三、右の二項に記したような迷惑行為に起
因する精神的苦痛の受忍にたいし、利用を忌
止する利用者は貴社地下鉄線の利用を避け
ざるをえなくなつてしまします。その場合利
用者の大半は通勤その他日常交通をバスや

自家用車など自動車交通に依存せざるをえず
大気汚染や交通渋滞その他の自動車問題の深
刻化に否応なく加担させられてしまいません。
貴社が迷惑行為者の排除に実効性のない対応
しかとらずにいるという不作為が、鉄道への
モーターシルフトという時代の要請に逆行する
国民行為の要因とさえなりうる、という社会
的責任について、どのようにお考えですか。
四．列車内で、どのようなる迷惑行為者に
遭遇した際、その現行犯として身柄を拘束す
るため必要やむをえないと思われ、場合、ま
たは彼らからの暴力行為の危険を感じた場合
、車を呼び出すための理由を、非常報知器を使
る。右の可否と、その理由を、ご教示下さい。
（日曜日）必着にて、書面にて、ご回答下さい
ますようお願いします。なお私は深夜
勤務により日中は眠っていることが多いため
電話または拙宅訪問による回答には応じかね
ますので、ご承知おき願います。以上。

記事

書留郵便物引受番号と配達完了日
および配達郵便局
第12731648543号
平成13年12月28日
上野郵便局にて配達完了
日